大阪北都ソフトボール連盟

会則及び規約

【改正版】

平成31年2月3日

大阪北都ソフトボール連盟

大阪北都ソフトボール連盟会則

記

第１章　名称

第１条　この会は、「大阪北都ソフトボール連盟」（以下「会」又は「北都連盟」という）と称し、会長宅に事務局を置く。

第２章　目的

第２条　北都連盟は、ソフトボールを通じて、健全な心身の育成とマナーの向上を図ると共に会員、部員相互の親睦を深めることを目的とする。

第３条　北都連盟は、前条の目的を達成するため各リーグ戦、各トーナメント大会等を行うものとする。

第３章　会員

第４条　北都連盟の会員になれるものは、活動拠点が大阪府内にあって、会長の了解及び副会長のうち１名以上、且つ役員２名以上の合計４名以上が了解し北都連盟の執行部会が追認した場合に限る。

第５条　この会に入会を希望するものは、所定の用紙（加盟願いと部員名簿）に必要事項を記入の上、執行部会に提出しなければならない。

第６条　会員は、執行部会へ退会届を提出することによって退会できる。

第４章　会員の義務と権利

第７条　会員は、本会則及び別に定める規約等、北都連盟及び会員の代表者及び監督による会議で決められた事項について順守しなくてはならない。

第８条　会員は、規約に定める会費及び諸経費を北都連盟に納めなければならない。

第 9条　会員は、この会の運営及び発展のために積極的に協力しなければならない。

第１０条　会員は、安全を期すために安全管理委員をおき、試合中練習中及び部内者・部外者を問わず常に事故防止に留意しなければならない。

第１１条　会員は、環境美化委員をおき、常に使用する会場の美化に努め、タバコのポイ捨てやごみの散らかし等には特に注意しなければならない。

第１２条　会員は、部員を登録する場合、その全員が賠償保険・傷害保険に加入していなければならない。

第１３条　会員は、北都連盟が主催する大会に参加する権利を有し、積極的に参加しなければならない。

第５章　機関

第１４条　北都連盟に次の機関を置く。

１．役員会
２．執行部会
３．監督部会

第１５条　前条第１項に掲げる役員会は、北都連盟の最高決議機関とし、規約第５章によって選出された役員で構成され、予算の決定及び承認、会則及び規約の変更及び決定、役員人事の承認、会員部員の除籍及び除名処分の決定を行うものとする。

第１６条　第 14 条に掲げる執行部会とは、規約にて定める機関で、その決定権限についても規約で定めるものとする。

第１７条　第 14 条に掲げる監督部会とは、各会員の監督もしくは代表者で構成され、執行部会の段取りにより開催される機関で、リーグ戦におけるルール、施設利用における注意事項、リーグ戦の運営における詳細事項の協議、決定機関とする。

第６章　運営

第１８条　この会は、運営に係る費用を会員又は大会に参加するチームから会費又は参加費及びその他の名目で徴収することが出来るものとする。

第１９条　この会の会計年度は、1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わるものとし、会計報告並びに会計監査報告は翌年の役員会および総会にて行う。

第２０条　１、総会（役員および会員の監督が参加する報告会を言う）は、毎年 1 月に開催し、前条の報告及び新役員と各会員の監督の紹介、昨年の活動などの報告を行う場とする。

２、毎年度末に役員及び会員参加の納会を実施する。

第７章　罰則

第２１条　次の各項に該当した場合、会員であれば除籍処分、登録部員であれば除名処分として役員会での決定を経てこの会から追放することが出来る。

１．この会の名誉を著しく傷つけた者
２．この会の目的及び主旨に反する行為のあった者
３．暴力行為を行った者
４．この会の会員として義務を果たさなかった者

５．この会の登録部員としての義務を果たさなかった者
６．会則及び規約を遵守しない者

第８章　附則

第２２条　この会は本会則を円滑に履行できるよう別に規約や規則等を設けることが出来る。

第２３条　北都連盟は、会員を適正な数にクラス分けを行いリーグ戦を開催する。

第２４条　本会則は、平成２８年５月２２日より発行する。

大阪北都ソフトボール連盟規約

記

第１章　総則

第１条　本規約は、大阪北都ソフトボール連盟（以下「会」又は「北都連盟」という）の会則を円滑に履行するために設けるものである。

第２章　会費及び諸経費

第２条 会費及び諸経費の額を次の通り定める。

１．会費は、北都・実年・シニアリーグ共に１０，０００円／年、女子リーグ６，０００円／年、とし、年度初めに徴収する。
但し複数リーグにまたがって参加しているチームにおいても個別に負担するものとする。

２．入会金は、男子・女子共に１０，０００円とし、入会後直ちに納入しなければならない。

３．臨時会費及び特別会費は、役員会にて決定し、そのつど徴収するものとする。

第３条　会費、入会金及び個人負担金等はいかなる理由があっても返金しないものとする。

第３章　役員会

第４条　会則第１４条に掲げる役員会を構成する役員は次の通りとする。

１．会長・・・・・・・１名
２．副会長・・・・・・３名以上
３．事務局・・・・・・１名以上
４．会計・・・・・・・１名以上
５．監事・・・・・・・２名
６．安全対策部長・・・１名
７．環境美化部長・・・１名
８．総務・・・・・・・１名以上
９．審判委員・・・・・１名以上
１０．　競技運営関連・・・４名以上
１１．　選抜部長・・・１名
１２．　理事・・・・・若干名

第５条　役員の任期は、会長を２年とする他は１年とし、北都連盟の会計年度に原則あわせるものとするが残務処理及び引継ぎをしなければならない。
ただし再任を妨げないものとする。
会計に関しては３年を越えて継続出来ないものとする。

第 6 条　会員から必ず1名以上は役員を選出しなければならない。但し、実年リーグの会員は別とする。

第７条　　役員会による決議は、役員会出席人数（委任状含む）に対して過半数以上をもって決定がなされるものとする。

第８条　　役員は、役員会に原則出席しなければならないが、どうしても欠席する場合は、任意の役員に委任することが出来る。

第９条　納会の企画運営、選抜チームの監督及びコーチの任命、北都連盟入会の承認、トーナメント大会の日時設定及び大会準備運営全般にわたる意思決定機関としての執行部会の決定事項については追認しなくてはならない。

第４章　執行部会

第１０条　執行部会の構成員は次の通りとし、会長が任命する。

１．会長
２．副会長　１名以上
３．事務局　１名以上
４．総務　　１名以上
５．その他役員　２名以上
６．会長及び副会長が承認した北都連盟会員の部員・・若干名

第１１条　執行部会は、納会の企画運営・選抜チームの監督及びコーチの任命、トーナメント大会の準備・企画・運営の意思決定をおこなうことが出来る。

第５章　役員の選出

第１２条　会長は役員の多数決をもって選出される。

第１３条　前条によって選出された会長は、直ちに副会長、事務局長、総務、その他必要と思える役員２名以上を選出して執行部会を結成しなければならない。

第１４条　前条によって構成された執行部会は、役員を選出し、役職を決定する。

第１５条　執行部会は出来るだけ１月までに前条の作業を完了し、役員会にて決しなければならない。

第６章　役員会での議決

第１６条　役員会における決議事項は、役員及びその役職、組織図の最終決定と、北都連盟の会則及び規約の変更、年間予算の立案と決定とする。

第７章　部員（選手）の登録

第１７条　　会員は一括してその部員を所定の用紙に記入の上、年度初めに執行部会に提出しなければならない。

第１８条　登録できる部員は、登録時に男女を問わず１８歳以上とするが、親の承諾があれば高校生以上でも可能とする。

第１９条　他の会員に登録済みの部員は新たに登録できない。ただし、AB リーグの部員は、実年及び女子リーグのチームに登録することが出来る。

第２０条　会員の代表者は、部員の登録の抹消及び追加について、遅滞無く執行部会に書面にて報告しなければならない。
ただし、北都連盟内での年度内移籍は出来無いものとする。

第８章　登録部員の義務

第２１条　登録部員は、北都連盟の一員として、会則及び本規約に規定していること、役員会、執行部会で決定したことは、順守し、この会の発展及び強化のために積極的に協力しなければならない。

第２２条　登録部員は、試合中、練習中や移動中を含め常に安全の確保に留意し、また、危険な行為、暴力行為をしてはならない。

第２３条　登録部員は使用する会場及びその他の施設、備品等を大切に取り扱い、またそれらの美化に努め、使用後の整理整頓、グランド整備を積極的に取り組まなければならない。

第９章　大会

第２４条　大会の方式（リーグ戦・トーナメント大会）は執行部会において決定する。

第２５条　リーグ戦・トーナメント大会における試合時間、運営、ルール、リーグ戦組合せの決定等全般における詳細事項については、執行部会において案を作成し、監督会議にて内容を決定することが出来る。

第１０章　ナイスマナー賞

第２６条　『ナイスマナー賞』を設け、それを贈る基準として、執行部会は、次の事を審議の対象にしなければならない。

１．　試合中は、審判の判定に素直に従い、常にキビキビした言動で、観ている者に爽やかな感じを与える。

２．　礼儀正しく、その言動は青少年の模範となり、会の誇りでもある。

３．　グランドの準備や後片付け等は、キチンとやっている。
４．　ゴミを散らかしたりタバコのポイ捨て等は認められず、又環境美化に積極的に取り組んでいる。
５．　安全に対する心配りが十分に行き届いている。
６．　この会の運営に非常に協力的で且つ献身的である。

第２７条　会則に定める『ナイスマナー賞』は、記念品として贈る場合は１万円相当の品物とし、その品定め及び購入は執行部会で指名された者が行う。金一封の場合は金１万円とする。

第１１章　クラス分け

第２８条　会則によるクラス分けについては、前年のリーグ戦の順位によるものとし、執行部会にて決定する。

前年のＡリーグの下位２チームがＢリーグに降格、Ｂリーグ上位２チームがＡリーグに昇格するものとする。

但し、会員を脱退するチームの発生等によりＡＢリーグのチーム数が２以上ひらかないようにするために、昇格と降格のチーム数を変更することができる。

第２９条　各リーグのチーム数が６未満となる場合は、１クラス減らすこととする。

第１２章　実年リーグ

第３０条　北都実年リーグへの参加資格は、部員が、満４９歳以上のチームとする。また、ＡＢリーグに参加しているチームの中で、部員が満４９歳以上のみのチームを結成し参加することが出来る。

第１３章　選抜チーム

第３１条　選抜チームは、対外的に北都連盟を代表するチームであり、当連盟の『名誉と団結』の象徴である。よって、会員は選抜チームの活動に可能な限り協力しなければならない。

選抜チームの結成及び監督及びコーチの承認は、執行部会にて行うものとする。選抜部員の招集活動は監督が行うものとし、二重登録防止の為、各会員の代表者又は監督の承認を得ることとする。（シニア、ハイシニアは除く）

監督の任期は２年とし、再任も可能とする。

第３２条　前条によって選抜されたもので結成するチームを、この会を代表する選抜チームとする。名称は各部門ごとに次条の通りとする。選抜部員としての資格は、選抜された日から３月末まで有するものとする。

第３３条　選抜チームは、日本ソフトボール協会の定める生涯スポーツ大会の規定により以下の通りとする。

大阪北都クラブ（一般男子１５歳以上）
大阪北都壮年クラブ（男子４０歳以上）

大阪北都実年クラブ（男子５０歳以上）
大阪北都シニアクラブ（男子６０歳以上）
大阪北都ハイシニアクラブ（男子７０歳以上）
大阪北都クラブ女子（一般女子１５歳以上）
大阪北都エルダークラブ（女子３５歳以上）
大阪北都エルデストクラブ（女子５０歳以上）
（年齢は何れもカテゴリー別の各大会参加資格に準じる）

第３４条　選抜チームの監督は、チーム構成が終われば速やかにその構成員の氏名及び背番号等を執行部会に報告しなければならない。

第３５条　選抜部員は、会員の部員（登録されている部員）の中から選抜されるものとする。
　また、選抜部員は、北都の選抜チームが出場する大会への他チームからの出場することは出来ないものとする。また、選抜部員を辞めた後に、北都の選抜チームが出場する大会への他チームからの出場をする場合、北都会員の部員の立場を放棄しなければならない。

第３６条　選抜部員のユニフォーム、帽子等原則自己負担とする。また、選抜チームが都島連盟以外の団体などに登録若しくは参加する場合に必要な諸費用は、それぞれの選抜チームが負担する。
ただし、都島連盟への登録に関しては、北都連盟より出資される。

第３７条　会員の部員は、選抜にピックアップされた場合は、積極的に参加しなければならないが、この会が強制するものでもない。

第３８条　北都の選抜チームが出場する大会に北都の会員が単独で参加することは都島区以外であれば構わない。但し、選抜部員もしくは選抜部員であった部員は参加出来ないものとする。

第１４章　保険

第３９条　各会員は傷害保険及び損害賠償保険に加入していなければならない。又、試合中及び練習中を問わず発生した人物損・人身事故・傷害・負傷等については、各会員の責任において処置しなければならない。

以上

改正　　平成１５年４月　１日
平成２１年２月　１日
平成２３年１月３０日
平成２８年５月２２日
平成３１年２月　３日